

令和3年度事業報告

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため緊急事態宣言が発令され、外出自粛及び営業時間短縮要請等により、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）は、甚大な影響を受けた。さらに、生衛業の各業種別の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインが策定され、新しい生活様式に基づく営業形態の変化や感染症拡大防止対策などが各店舗において実践された。

また、生衛業業界にとっては、経営者の高齢化、後継者不足、低料金店など、生衛業を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況であった。

このような状況の中、当指導センターは公益法人として、消費者の利益の擁護の観点から行政機関の協力・指導を仰ぎ、さらには全国生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合及び日本政策金融公庫等との連携を図り、生衛業に係る各種相談事業や振興対策事業の推進並びに委託事業等の適正な執行に努めた。

また、生衛貸付融資推薦事務の積極的な取り組み等を通して生衛業者の生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）への加入促進に努めた。

事業

1 公益目的事業

公益事業1

(1) 生衛業者等及び消費者からの相談・指導等事業

指導センターに衛生管理、経理、融資等に関する専門的な知識を有する生活衛生経営指導員（以下「経営指導員」という。）3名（1名は専務理事）及び事務職員1名を配置し、常設の相談窓口での来訪相談及び電話等による相談に対応し、また、相談者の利便を図るため、店舗等の個別巡回訪問による相談対応を行うとともに、県内数地区で移動相談室を計画したが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となった。

① 生衛業の経営に関する相談等

ア 衛生施設の整備や衛生管理等に関する相談はもちろん、生衛業の経営上不可欠な経理、税務、労務管理、融資等に関する相談等を受理し、それらに対する助言・指導を行った。

- ・ 窓口相談件数：111件
- ・ 巡回相談件数：397件
- ・ 地区生活衛生営業相談件数：0件

イ 指導センター内に税務相談室を設置し、委嘱を受けた税理士より専門性の高い助言・指導を行ったが、相談者は少なかった。

- ・ 相談件数：4件

ウ 生衛組合の組合員ではない方が、日本政策金融公庫の「一般貸付」を利用するにあたっては、原則として都道府県知事の推薦が必要とされているため、当該相談を受けた場合には、茨城県から当該推薦事務の委託を受けている当指導センターが、無料でその推薦を行った。

・推薦書交付件数：21件

② 生衛業における感染症予防対策等衛生に関する相談等

ア 生衛業者から消費者まで、感染症の詳細やその予防方法、衛生施設の整備・改善、生衛業で使用する器具類の消毒の方法や、従事者の健康管理など生衛業における衛生水準の維持向上に関する相談等を受理し、それに対する助言・指導を行った。

・指導件数：129件

イ 全国指導センターが実施した「令和3年度衛生水準の確保・向上事業」に協力し、又、県下の関係行政機関等の指導協力を得て、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを実施した。また、全国生衛組合中央会・連合会、生衛組合が主催で行った11月の「生衛組合活動推進月間」と連携しながら、衛生水準の確保・向上を図った。

③ 生衛業に関する苦情等対応

ア 消費者からの苦情処理

消費者から寄せられる苦情・相談に対応するとともに、当該苦情・相談に関した生衛業者及び関係する生衛組合に対する助言・指導を行った。当該苦情等の処理に当たっては、生衛組合、消費生活センター等関係機関への照会等を実施し、適切な助言・指導となるよう努めた。

イ 消費者懇談会

消費生活センター職員、消費者団体代表者、生衛組合の組合員等を招いた消費者懇談会を開催し、ホテル旅館に関するサービス、接客、衛生・感染症対策等に関する意見交換会を行い、当該意見や提案を経営指導員及び特別相談員の助言・指導に反映させた。

ウ 経営特別相談員研修会

経営特別相談員の資質の向上を図ることは、県内生衛業における経営の健全化や衛生水準の維持向上等を進めていくうえで重要である。そのため、当指導センターでは、相談・指導等事業の一環として、経営特別相談員研修会を実施した。

(2) 後継者育成支援事業

生衛業における後継者不足の課題を放置することは、消費者である県民の利益の擁護・増進を図るうえでの阻害要因となり得るため、生衛業の魅力ややりがい等を広く若年層に紹介し、将来的な生衛業への就労促進を図る取り組みを行った。具体的には、県内の中学校の生徒に対し、生衛業者を講師とした出前授業を実施した。

・出前授業 30中学校 3,024名受講

公益事業 2

(1) 研修・講習会等事業

① 経営セミナー

生衛業者等を対象に、消費者の衛生意識の高まりや経営環境の変化等に適応し、安定した営業を継続し、衛生水準の維持向上を図るために必要な知識や情報を習得してもらうことを目的として、専門講師を招いたセミナーを企画し開催した。

② クリーニング師研修会及びクリーニング従事者講習会

クリーニング師及びクリーニング従事者は、公衆衛生の向上並びに消費者の利益の擁護を図る観点から「クリーニング業法」の規定により、それぞれ、3年に1回、クリーニング師の資質の向上を図るための研修、クリーニング業務に関する知識の習得及び技術の向上を図るための講習を受けることが義務付けられている。県内のクリーニング師研修等について、その計画立案・講師選定・受講者募集・会場準備から当該研修等の実施まで行った。

③ 生衛業感染症予防対策等衛生講習

生衛業者等を対象として無料講習会を開催するほか、管理美容師・美容師研修会や生衛組合の主催する講習会等の機会に、専門知識を有した経営指導員を派遣して講習を行うことにより、感染症予防対策等についての普及啓発を行った。

具体的には、関係講習会に参加し、一般生衛業者に対し感染症対策のための正しい知識やその普及を図るための伝達講習会等を開催するとともに、啓発用のパンフレット等を作成した。また、相談窓口の設置を図り、感染症対策に努めた。

(2) 標準営業約款登録普及促進事業

県内の生衛業者の店舗等において、安心・安全・清潔に関する情報を店頭などで積極的に明示していくことは、消費者の利益の擁護・増進を図るうえで大変重要であるため、生衛法に基づき、標準営業約款に従って営業を行おうとする者の募集、調査、審査及び登録の事務を行うとともに、生衛業者及び消費者に対し本制度の周知と普及に努めた。

① 普及啓発

指導センターのホームページ、市町村広報誌等、講習会によるPRなど

② 登録実績

業種	新規	再	現在数
理容業	2	69	674
美容業	0	10	333
クリーニング	0	14	31
めん類一般飲食	0	0	2

(3) 情報の収集及び提供事業

一般の方にも、生衛業や衛生に対する関心や理解を深めていただくために、指導センターのホームページ及び広報誌「生衛いばらき（年1回発行、ホームページにも掲載）」によって、相談・指導等事業や研修・講習会の案内、お知らせ、標準営業約款制度（全国指導センターホームページの登録店一覧へのリンクを含む）、生衛業界の動向などの情報を提供した。

広報誌発行部数 1月：5,000部

※ 研修会・経営セミナー等開催状況

開催日	名 称	開催会場	参加者数
7月20日	経営特別相談員研修会	ホテルレイクビュー水戸	40名
10月7日	クリーニング業務従事者講習会	霞ヶ浦環境科学センター	23名
11月11日	クリーニング業務従事者講習会	県立歴史館	32名
11月17日	クリーニング業務従事者講習会	県西生涯学習センター	34名
11月28日	クリーニング師研修会	県開発公社ビル	33名
12月8日	消費者懇談会	県三の丸庁舎	17名
12月10日	クリーニング師研修会	霞ヶ浦環境科学センター	34名
12月15日	クリーニング師研修会	県西生涯学習センター	22名
12月20日	生衛業経営セミナー兼活性化塾	ホテルレイクビュー水戸	33名
2月21日	経営特別相談員研修会	県開発公社ビル	29名

2 収益事業

調査事業

(1) 生衛業景気動向等調査事業（日本政策金融公庫関係）

生衛業に関する消費の動向や景気動向、設備投資の傾向等を定期的に把握するとともに、生衛業者の景況感や地域情報の定性的な把握をし、資金需要予測・金利設定等の資料として活用する目的で、日本政策金融公庫が全国生活衛生営業指導センターに業務委託し、同センターから当指導センターが再委託を受け実施した。

70件を対象に4回実施

(2) 生衛業経営状況調査（厚生労働省関係）

長引く景気低迷、消費者ニーズの多様化等、厳しい経営環境が続く生衛業において、月次経営状況を定期的・定点的に調査・把握し、情報提供していくことにより、個々の営業者が経営判断を行う材料として、また、生衛業に対する今後の施策の判断材料として活用し、もって生衛業の振興及び経営安定化に資するために実施した。

67件を対象に4回実施